ACSES ニュースレター_２１８６号（2021 年 9 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇未承認検査キット販売疑い、京都　コロナ抗原、業者初逮捕〈Web 報道〉
◇消毒液に反応、アルコール検知　飲酒検査で、山陽新幹線運休―ＪＲ西〈Web 報道〉／アルコール消毒液が呼気検査に影響か　山陽新幹線が区間運休〈新聞報道〉／再現実験行い確認…ロッカー保管の消毒液が反応　山陽新幹線の運転士らアルコール検知〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:食器洗い乾燥機で火災等〈消費者庁〉
・トヨタ系販売店で相次ぐ不正車検　人手不足のなか「時間内に」最優先〈新聞報道〉
・京大元教授が図に大量コピペ　熊本地震の論文 4 本で研究不正 37 件〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 357 号）〈官報〉
□大災害、原発事故対策
[東日本大震災・福島原発事故]
・東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査　2011 年から 2020 年の結果について〈環境省〉
・東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査　令和２年度調査結果について〈環境省〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和２年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について〈環境省〉
[4] 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 274 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1633 号）〈官報〉
◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1634 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1635 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の許可について〈消費者庁〉
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
◇英国のノースヨークシャー州、カンブリア州、オークニー州及びデボン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について〈農林水産省〉
[7] 廃棄物関係
◇令和３年度食品ロス削減月間について〈環境省・農林水産省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　２件　[白書]　１件
[9] その他省庁発表　１件

明日葉(アシタバ、鹹草、明日草（アシタグサ)、八丈草・明日穂)

［10］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　３件　　［開催記録、報告、資料等］　　２件
［11］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇未承認検査キット販売疑い、京都　コロナ抗原、業者初逮捕
＜共同通信　2021 年 9 月 28 日＞　https://nordot.app/815406932250886144?c=39546741839462401
　京都府警は 28 日､厚生労働省の承認を受けていない新型コロナウイルス抗原検査キットを感染の判定用に販売したとして医薬品医療機器法違反の疑いで、京都市内の業者で販売に携わっていた社員 2 人を逮捕した。捜査関係者への取材で分かった。未承認のコロナ抗原検査キットの販売を立件するのは全国初という。
　捜査関係者によると、2 人は未承認の検査キットを「感染の有無判定」などと宣伝し、インターネット上で 1 個当たり数千円で販売した疑いが持たれている。これらの検査キットは承認品に比べて数百分の 1 の精度しかなく、結果はほぼ陰性しか出ない品質だった。

◇消毒液に反応、アルコール検知　飲酒検査で、山陽新幹線運休―ＪＲ西
＜時事ドットコム　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021092701130&g=soc
新岩国発新大阪行きの山陽新幹線こだま８３８号の運転士と車掌が乗務前のアルコール検査で基準値を超えたため、新岩国―広島間で運休したと発表した。運休により約３００人に影響が出た。
　ＪＲ西によると、２人は飲酒を否定。同社が調査したところ、アルコール検知器を保管していたロッカー付近で、新型コロナウイルス対策のため支給された消毒用アルコールが容器から漏れていたといい、検知器が反応したとみられる。

・アルコール消毒液が呼気検査に影響か　山陽新幹線が区間運休
＜朝日新聞　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9W728KP9WPTIL03B.html
JR 西日本は 27 日、山陽新幹線の新岩国発新大阪行きのこだま 838 号を、乗務員手配のため、新岩国―広島間で運休したと発表した。呼気検査で、乗務予定の運転士と車掌からアルコールが検知されたためだが、同社が現場で再現実験をしたところ、近くにあった消毒液のアルコールが気化し、検知器が反応した可能性が大きいという。
　同社によると、60 代の男性運転士と 30 代の女性車掌は 27 日朝、新岩国駅（山口県岩国市）での検査で、基準値を超えるアルコールが検知された。しかし 2 人は飲酒を否定。再度、別の場所で検査したところ、検知されなかった。その後の調査で、検査場所の近くにあったカバンの中で消毒液が漏れていたことが判明したという。
　こだま 838 号は午前 6 時 38 分に新岩国駅を出る始発列車で、約 20 人の乗客には後続列車を案内した。同社は今後、検知器に影響を及ぼさないよう、消毒液の置き場所を見直すという。

・再現実験行い確認…ロッカー保管の消毒液が反応　山陽新幹線の運転士らアルコール検知
＜MBS　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20210928/GE00040334.shtml
　山陽新幹線の乗務員から基準値を超えるアルコールが検知された問題で、原因は消毒用のアルコールによる誤検知だったことがわかりました。
　ＪＲ西日本によりますと、９月２７日に山口県の新岩国駅で行われた呼気によるアルコール検査で、新大阪行きの新幹線に乗務予定だった運転士と車掌の２人から基準値を超えるアルコールが検出されました。

社内の聞き取りに対して、運転士と車掌は「飲酒していない」と話し、その後の調査で共有ロッカーに保管していた消毒用のアルコールが漏れ、検査機器がそれに反応した可能性が高いことがわかったということです。
ＪＲ西日本が同じ条件で再現実験を行ったところ検査機器がアルコールを検知したということです。
基準値を超えるアルコールが検知された影響で山陽新幹線の一部区間が運休するなど、約３００人に影響が出たということで、ＪＲ西日本は「同様の誤検知が起きないよう再発防止に努める」としています。
（２０２１年９月２７日放送より記事を作成）

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:食器洗い乾燥機で火災等
＜消費者庁　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025768/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210928_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故該当案件：なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うち電動アシスト自転車１件、食器洗い乾燥機１件、タブレット端末１件、布団１件、自転車１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、電気掃除機１件、延長コード１ 件）

・トヨタ系販売店で相次ぐ不正車検　人手不足のなか「時間内に」最優先
＜朝日新聞　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9W6JFTP9WULFA013.html
トヨタ自動車系の販売店で不正車検が相次ぎ発覚している。台数は計約 6 千台になっており、これから増える可能性もある。背景には作業時間の短縮が目的化していたことや、深刻な人手不足などがある。トヨタは調査を進めており、近く再発防止策を出すとみられる。
トヨタ系の自動車販売店ネッツトヨタ山梨は今月 10 日、本社セイリア店（甲府市）の一部の車検で法定の検査を省いていたと発表した。8 月 6 日までの 2 年間に検査したうち 260 台で不正があったという。排ガスの成分について必要な検査をしなかったり、ブレーキの利きやヘッドライトの明るさなどで検査のやり方が不適切だったりした。
ネッツトヨタ山梨では最短 1 時間ほどで車検を終える「スーパークイック車検」を約 5 年前から採用していた。作業を短時間ですますための、十分な整備士がいなかったとみられる。
トヨタ系の販売店では、ほかでも不正が見つかっている。愛知県内で最大規模の販売会社 AT グループ傘下のネッツトヨタ愛知プラザ豊橋店（愛知県豊橋市）では、3 月に発覚した。最短 45 分で終える「45 車検」を展開していた。
7 月にはトヨタの完全子会社トヨタモビリティ東京（東京都港区）が営むレクサス高輪店でも判明した。客が店内で待てる「2 時間」で終わらせることを目安にしていた。
■消えた「45 分で車検完了」…

・京大元教授が図に大量コピペ　熊本地震の論文 4 本で研究不正 37 件
＜朝日新聞　2021 年 9 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9X6DP6P9XPLBJ002.html
京都大学は 28 日、熊本地震（2016 年）に関連して林愛明（りんあいめい）・理学研究科元教授が発表した論文 4 本について、データの捏造（ねつぞう）や改ざんの研究不正があったと発表した。京大は林氏に論文の撤回を求め、28 日付で懲戒解雇相当とする処分を出した。
京大によると、不正を認定したのは、林元教授らが 17 年から 18 年に英科学誌などに発表した、熊本地震で現れた断層や亀裂を解析した論文 4 本。地図上で亀裂の位置を示した点の集まりを大量にコピー・アンド・ペーストしたり、棒グラフの形を書き換えたりするなどの捏造や改ざんが、4 本で計 37 カ所あった。　京大は、共著者への聞き取りなどから、林元教授が捏造や改ざんを実行したと判断。データを自身の学説に沿うようにする意図があったとみている。林元教授は京大の調査に応じなかったという。　林元教授は、16 年に発表した別の熊本地震関連の論文に研究不正があったとして、19年に停職1年の懲戒処分を受けた後、20年に京大を退職した。

・京都大論文不正、熊本地震で新たに４本　元教授は撤回勧告に応じず
＜毎日新聞　2021 年９月 29 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210928/k00/00m/040/337000c
---

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 357 号）
［官報］　令和３年９月 29 日　号外　第 220 号　15～16 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929g00220/20210929g002200015f.html
---

□*大災害、原発事故対策*
[東日本大震災・福島原発事故]
・東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査　2011 年から 2020 年の結果について
＜環境省　2021 年９月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110004.html
環境省は、東日本大震災を受け、2011 年度（平成 23 年度）から毎年度、被災地における海洋環境モニタリング調査を実施しています。本調査は、震災に伴い流出した化学物質及び廃棄物並びに福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に起因して海洋環境中で汚染が生じる可能性のある項目について、その現状及び経年変化を把握することを目的としています。
　今般、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会での検討結果を踏まえ、これまでに実施した調査結果を取りまとめました。
１．調査の概要.
調査内容：海底堆積物調査、海水調査及び海底ゴミ調査
（海水調査は 2016 年度（平成 28 年度）、海底ゴミ調査は 2013 年度（平成 25 年度）で終了。）
調査海域：青森県、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸１km、10km 及び 20km の測点
（青森県での調査は 2014 年度（平成 26 年度）で終了。）。
主な調査項目：環境基準項目、底質一般項目、有機塩素化合物、ポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類、炭化水素、多環芳香族炭化水素、臭素系難燃剤、有機フッ素化合物及び放射性物質（Cs-134、Cs-137、Sr-90）
なお、本調査における放射性物質の測定は政府のモニタリング調整会議が策定した「総合モニタリング計画」と連携して、実施しています。
２．これまでの結果.
2020 年度（令和２年度）までの調査の結果、以下のことが明らかになりました。
●　海洋環境への影響全般.
生活環境の保全に関する環境基準及び人の健康の保護に関する環境基準と比較して、問題となる値はありませんでした。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びダイオキシン類については、2011 年度（平成 23 年度）の調査開始以来継続して環境基準値より１桁以上低い値を示しています。また、検出された濃度はおおむね横ばいか、経年的に減少する傾向が確認されました。
●　火災による影響
ダイオキシン類については、2011 年度（平成 23 年度）の調査開始以来継続して環境基準値より１桁以上低い値を示しています。また、検出された濃度はおおむね横ばいか、経年的に減少する傾向が確認されました。
●　油の流出による影響
海水中の油分（炭化水素）は、既存の調査である全国の主要湾域等の調査※１で検出された濃度の範囲内であり、経年的にはおおむね横ばいか減少する傾向が確認されました。
堆積物中の多環芳香族炭化水素（PAH）については、一部の海域では油の流出に由来すると考えられる高い濃度で検出されましたが、そのような海域では経年的に濃度が減少する傾向が確認されました。
●　建物等の倒壊及び流出による影響
PCB については、環境基準値等よりも低い濃度で推移しています。また、検出された濃度はおおむね横ばいでし

た。
臭素系難燃剤（PDBE、HBCD）については、検出された濃度は全国調査※２の平均値と比較すると一部の海域で高い値も確認されましたが、多くの海域では全国調査※２の平均値と同程度又は低い値でした。経年的にはおおむね横ばいか、経年的に減少する傾向が確認されました。近年は、ほとんどの海域で全国調査※２の平均値と同程度か、それを下回っていました。
有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）については、全国調査※２の平均値と比較すると一部の海域で高い値も確認されましたが、全国調査※２で検出された濃度の範囲内でした。経年的には濃度はおおむね横ばいでした。
● 原発事故による影響
震災直後には、事故由来と考えられる濃度で検出されましたが、経年的に減少する傾向が確認されました。
環境省ではこれらの結果も踏まえ、今後も継続してモニタリングを実施する予定です。
※１ 海上保安庁「海洋汚染調査」（平成 20 年～平成 30 年）の結果
※２ 環境省「化学物質環境実態調査」（平成 23 年度～令和元年度）の結果.
添付資料
別紙１ 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査～2011 年から 2020 年の調査結果～
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116831.pdf

・<u>東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査 令和２年度調査結果について</u>
＜環境省 2021 年 9 月 28 日＞ https://www.env.go.jp/press/110003.html
環境省は、東日本大震災を受け、平成 23 年度から毎年度、被災地における海洋環境モニタリング調査を実施しています。本調査は、震災に伴い流出した化学物質及び廃棄物並びに福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質に起因して海洋環境中で汚染が生じる可能性のある項目について、その現状及び経年変化を把握することを目的としています。
今般、東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会での検討結果を踏まえ、令和２年度の調査結果について、以下のとおり取りまとめました。
１． 表層堆積物を用いたモニタリング調査（別紙１の１．１及び別紙２の４．１参照）
堆積物中の化学物質及び放射性物質の経年変化の把握を主たる目的として、宮城県及び福島県の４測線において「モニタリング調査」を実施しました（調査期間：令和２年 12 月８日～13 日）。
環境基準又は暫定除去基準が設定されている項目（ポリ塩化ビフェニル（PCB）及びダイオキシン類）は、いずれも基準値等より１桁以上低い値でした。
多環芳香族炭化水素（PAH）の濃度は、いずれの測点においても過年度の調査結果の範囲内でした。
臭素系難燃剤（PBDE 及び HBCD）の濃度は、いずれの測点においても過年度の調査結果の範囲内でした。
有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）は、一部測点において、令和元年度調査と比較して高い値が検出されましたが、いずれの調査測点においても過年度調査結果の範囲内でした。
放射性物質の検出範囲は、セシウム 134 で検出限界値未満～6.5 Bq/kg(dry)、セシウム 137 で 0.56～140 Bq/kg(dry)でした。平成 23 年度の調査開始以降、セシウム 134 及びセシウム 137 は、多くの測点において経年的に濃度が減少する傾向が見られました。
２． 履歴確認調査（別紙１の１．２及び別紙２の４．２参照）
震災以降の化学物質による汚染の履歴を確認することを目的として、宮城県の１測点において「履歴確認調査」を実施しました（調査実施日：令和２年 12 月 13 日）。
令和２年度に採取した堆積物については、以下の特徴が見られました。
① 中央粒径は層によってばらつきが見られました。
② 水分含有率及び全有機態炭素は、層によってばらつきが見られ、6－8cm 層及び 16-18cm 層において他の層と比較して値が高くなっていました。
③ PCB、ダイオキシン類及び PBDE は４－６cm 層において、PFOS、PFOA、セシウム 134 及びセシウム 137 は表層から２ cm 層において、セシウム 134 及び 137 は８-10 cm 層において、他の層と比較して濃度が高くなっていました。

④　PCB、ダイオキシン類、PBDE、PFOS、PFOA 及びセシウム 137 については、下層から表層に向かって濃度が増加する傾向が見られました。セシウム 134 については、表層から８ cm 層において検出され、それ以深では検出されませんでした。

３．　重点調査項目の調査（別紙１の１．３及び別紙２の４．３参照）

平成 23 年度第３次調査以降、高濃度の PAH が検出されている海域のうち、岩手県及び宮城県の６測点において、堆積物中の PAH の分布の経年変化の把握を目的とした「重点調査項目の調査」を実施しました（調査期間：令和２年 12 月 17 日～12 月 20 日）。

放射性物質の検出範囲は、セシウム 134 で検出限界値未満～14 Bq/kg(dry)、セシウム 137 で 0.45～270 Bq/kg(dry) でした。

堆積物中の PAH については、一部の測点において相対的に高い濃度が検出されましたが、過年度調査と比較すると、全ての測点で過年度調査結果と同程度又は低い値でした。

４．まとめ

今回の調査結果では、環境基準又は暫定除去基準が設定されている項目（PCB 及びダイオキシン類）は、いずれも基準値より１桁以上低い値でした。

その他の化学物質等のうち、PAH については、一部の測点において相対的に高い値が検出されましたが、過年度調査と比較すると、いずれの測点でも過年度調査結果と同程度又は低い値でした。臭素系難燃剤は、過年度調査結果の範囲内又はそれと同程度でした。有機フッ素化合物については、一部の測点において、昨年度調査と比較して高い値が検出されましたが、いずれの測点においても過年度調査結果の範囲内でした。

堆積物中の放射性物質については、過年度調査結果の範囲内又はそれと同程度であり、平成 23 年度の調査開始以降、多くの測点において経年的に濃度が減少する傾向が見られました。

環境省ではこれらの結果も踏まえ、今後も継続してモニタリングを実施する予定です。

添付資料

別紙１　東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査 令和２年度調査結果について

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116835.pdf

別紙２　東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査 令和２年度調査結果（詳細版）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116840.pdf

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Afr47hpC4WBDsLGTY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月 28 日版）

＜厚生労働省　2021 年９月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0RGUKT8X979DgktY

◇マスコミ報道　見出し

・「理由分からず減った」政府も想定外　「第６波避けられない」の声も

＜朝日新聞　2021 年９月 29 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP9X7DVYP9XUTFK01C.html?iref=comtop_7_02

[対策・予防]

◇新型感染症:緊急事態終了,蔓延防止重点措置終了,基本的対処方針変更

・緊急事態、月末で全面解除　制限緩和は段階的―新型コロナ

＜時事ドットコム　2021 年９月 28 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021092800114&g=soc

政府は２８日午前、新型コロナウイルス対策の専門家らでつくる基本的対処方針分科会を開き、緊急事態宣言

とまん延防止等重点措置を３０日の期限をもって全面解除することを諮問した。了承が得られれば午後に国会に事前報告した上で対策本部で正式決定する。宣言と重点措置の対象がゼロになれば４月４日以来。

宣言が解除されるのは北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄の１９都道府県。重点措置を解除するのは宮城、福島、石川、岡山、香川、熊本、宮崎、鹿児島の８県。いずれの地域も新規感染者数が減少し、医療逼迫（ひっぱく）状況も改善していると判断した。

宣言地域は飲食店での酒類提供を一律停止、重点措置は原則停止としている。宣言解除後は感染再拡大を警戒し、営業時間短縮などの制限は段階的に緩和する。西村康稔経済再生担当相は分科会で「飲食店の時短要請を継続する」と説明。１カ月間の経過措置として、感染対策に関する第三者認証制度の適用店では、営業は午後９時まで、それ以外の店は午後８時までを基本とする。いずれの店舗も酒類提供を可能とするが、西村氏は「地域の感染状況に応じて知事が適切に判断する」と述べた。

時短要請に協力した飲食店には自治体が協力金を支給。これまでと同様に国が財源の８割を支援する。

スポーツなど大規模イベントの参加人数は、１カ月間を経過期間として収容定員５０％以内または最大１万人を上限とする。

西村氏は「感染再拡大の傾向がみられた場合は、重点措置の適用を含め機動的な対応を取る」と強調した。

・緊急事態再宣言でも９時まで飲食店営業可

＜共同通信　2021 年 9 月 28 日＞　https://nordot.app/815419182638891008?c=39546741839462401

政府は 28 日、新型コロナウイルスの感染が再拡大し、緊急事態宣言を改めて発令する場合に備えた行動制限緩和の具体的な方針をまとめた。ワクチン接種済証などを条件に、宣言下でも午後９時までの飲食店営業と酒類提供を可能とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和３年９月 28 日　特別号外　第 80 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210928/20210928t00080/20210928t000800001f.html

---

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和３年９月 28 日　特別号外　第 80 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210928/20210928t00080/20210928t000800001f.html

---

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和３年９月 28 日　特別号外　第 80 号　1～21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210928/20210928t00080/20210928t000800001f.html

----＞　*次号掲載予定*

◇省庁発表

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等

＜厚生労働省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=kWpr1MB-aRdy4ikDY

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-jpVkL865XwYKmBY

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D_T1Sl7g94nsfLSdY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナウイルス治療薬の特例承認について

＜厚生労働省　2021 年９月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9jb1bDDWi0PS4ixY
https://www.mhlw.go.jp/content/11123000/000835754.pdf

本日、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る治療薬について、医薬品医療機器等法第 14 条の３に基づく特例承認を行いました。

なお、添付文書は別添のとおりです。

販売名：ゼビュディ点滴静注液 500mg

一般名：ソトロビマブ（遺伝子組換え）

申請者：グラクソ・スミスクライン株式会社

申請日：令和３年９月６日

効能・効果：SARS-CoV-2 による感染症

◇厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 353 号）

［官報］　令和３年９月 28 日　特別号外　第 79 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210928/20210928t00079/20210928t000790001f.html

〇厚生労働省告示第 353 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月 28 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(165)　（略） (166)　（略） (167)　ソトロビマブ（遺伝子組換え） (168)　（略） (169)～(308)　（略） ２～４　（略）	別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(165)　（略） (166)　組織培養ウロキナーゼ （新設） (167)　ソマトロピン（遺伝子組換え）（人及び動物の細胞に由来するものに限る。） (168)～(307)　（略） ２～４　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 354 号）

［官報］　令和３年９月 28 日　特別号外　第 79 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210928/20210928t00079/20210928t000790001f.html

〇厚生労働省告示第 354 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第七十五条第三項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品（令和二年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和３年９月28日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　　（略）	一　　（略）
二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	二　令第七十五条第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　（略）	⑷　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣＯＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（新設）
⑸　ソトロビマブ（遺伝子組換え）及びその製剤	⑸　レムデシビル及びその製剤
⑹　（略）	

・ワクチン接種証明書の「写し」の提出についてを更新しました。
＜厚生労働省　2021年９月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hqfIjQc_LRIiEBY

・レムデシビル（販売名：ベクルリー点滴静注液100 mg、同点滴静注用100mg）の投与をお考えの医療機関の皆さまへを更新しました。
＜厚生労働省　2021年９月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2BidIDYe_rZKigJY

・コロナ治療のステロイド、投与早すぎると症状悪化の恐れ　報告相次ぐ
＜朝日新聞　2021年９月28日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP9V4CQZP9NPLBJ001.html

新型コロナウイルスの治療に使われる「デキサメタゾン」などのステロイド薬をめぐり、使うのが早すぎると、かえって病状が悪化するとの報告が国内外から相次いでいる。自宅療養をする人が事前にもらう場合もあり、医師らは指示に基づいて適切な時期に服用するよう呼びかけている。

ステロイドには過剰な免疫による臓器へのダメージを抑える作用がある。国内では「デキサメタゾン」などのステロイドの使用が認められている。肺炎が悪化し、酸素吸入が必要な「中等症II」や、人工呼吸器を着ける「重症」の患者が対象だ。

新型コロナの感染拡大で、通常なら入院するような肺炎患者が自宅療養せざるをえない例が続き、厚生労働省は５月、在宅で服用できることを診療の手引に明記。８月には、急変に備えて早めにステロイドを手渡す「事前処方」ができることも追記した。

ただ、ステロイドは患者の免疫を抑えるため、使うタイミングが重要だ。

酸素吸入までは必要のない「中等症Ｉ」の段階などで使うと、体内のウイルスの増殖が抑えきれず病状が重くなることが当初から懸念されていた。血糖値を上昇させ、糖尿病が悪化するなどの恐れもある。

千葉大学などの研究チームは今月、ステロイドを抗ウイルス薬より先に投与すると、症状が悪化する恐れがあると、米科学誌プロスワンに発表した（https://doi.org/10.1371/journal.pone.0256977）。同大病院の患者約70人を分析。ステロイド投与が先の人は、抗ウイルス薬の投与が先の人よりも、人工呼吸器をつけたり、ICU（集中治療室）に入ったりする割合が２倍以上高くなった。

重症患者の治療にあたる千葉県救急医療センターの松村洋輔・集中治療科部長によると、ステロイドだけを発症後すぐに使ったり、ステロイドを抗ウイルス薬より先に投与されたりした患者は、一般的な患者がたどる経過よりも急速に肺炎が悪化して搬送されてくる場合があるという。

松村医師は「酸素投与が必要な段階ではステロイドは有効だと感じるが、タイミングが早すぎれば毒にもなりうる。一部の医療現場で、最新のエビデンスが確認されず投与されている恐れがある」と指摘する。

◇大学等関係

・コロナ禍のオンライン授業 成績や内申書 不利にならない？戸惑いも
＜NHK　2021年９月28日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210928c.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・東京都「リバウンド防止措置期間」　都民や事業者に求める対策
＜NHK　2021 年 9 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210929/1000070726.html

・宣言解除 関東６県酒類提供認めるも提供時間など対応異なる
＜NHK　2021 年 9 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210929/1000070724.html

・コロナ禍で座る時間長→死のリスク増　「まとめて運動」の効果も検証
＜朝日新聞　2021 年 9 月 28 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP9W3R4DP9KPLBJ00B.html?iref=comtop_7_05
「座ったまま長時間過ごすのは体に良くない」「コロナ禍の在宅勤務によって、座る時間が増えている」ということは直感的に理解できる。一方で「後でジムやランニングなどでたっぷり汗を流せば帳尻が合う」のではないのだろうか。京都府立医大の小山晃英（てるひで）講師（公衆衛生学）らは約 6 万人の調査から意外な結果を導き出した。
　座っている時間が長いと、血の流れや代謝が悪くなって病気や死亡のリスクが高まることは海外の研究などで報告されていた。これまで日本人での大規模な調査がなかったことから、小山さんらは約 6 万人の成人男女の健康状態や生活習慣をアンケートなどで数年にわたり追跡調査しているデータを用いて、座っている時間の長さと死亡リスクの関係を調べた。
　座っている時間が 1 日 5 時間未満だったグループと比べると、同 7～9 時間未満のグループは約 1・2 倍、同 9 時間以上では約 1・5 倍、死亡率が高かった。
　全体では、1 日に座っている時間が 2 時間長くなるごとに、死亡リスクは 15%上がることが分かった。高血圧、脂質異常症、糖尿病のいずれかや、複数を抱えていると死亡リスクはさらに高くなった。
　余暇の運動量が死亡リスクを下げるかどうかも調べた。すると、もっとも運動量が多いグループでも、下げられた死亡リスクはたった 3%程度で、十分に抑えられないこともわかった。小山さんは「適度な運動自体は良いことだが、長時間座ることの悪影響は残ったままということです」と説明する。
　さらに、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、生活や経済の状態の変化を追跡する大阪国際がんセンターの田淵貴大（たかひろ）医師らによるインターネット調査の約 1 万人分のデータも小山さんらは解析。2020 年 4 月からの緊急事態宣言中に在宅勤務を始めた人と、在宅勤務はしなかった人で、座っていた時間をそれぞれ、解除後の同 6 月と比べた。緊急事態宣言中に座っている時間が 2 時間以上延びた人の割合は、在宅勤務をした人の方が、在宅勤務しなかった人より 2・14 倍多かった。在宅勤務をすると、座る時間が長くなりがちなことを示す結果だ。
死亡リスク下げるには
　死亡リスクを下げるためにど…
****
[3] 令和２年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について
＜環境省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110027.html
　環境省では、国内外の水銀対策に資するため、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）である沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島において、水銀の大気中濃度等のモニタリング調査を実施しています。
　令和２年度の調査においては、辺戸岬及び男鹿半島における大気中水銀濃度及び降水中水銀濃度は、指針値等を十分下回るとともに、これまでの調査結果と大きな乖離はありませんでした。
　また、辺戸岬では、水銀以外の大気中金属濃度についても調査を行ったところ、指針値が設定されている金属元素については、その指針値を十分下回る値でした。
１．調査の概要
　測定は、沖縄県辺戸岬（国立研究開発法人 国立環境研究所 辺戸岬 大気・エアロゾル観測ステーション）と秋

田県男鹿半島（秋田県船川測定局隣接地）で行っています。

対象物質は、大気中にガス状で存在する金属水銀、酸化態水銀、及び粒子状水銀の濃度と、降水中の総水銀濃度です。辺戸岬では、水銀の発生源・挙動等を解析するため、大気中粒子状物質中の水銀以外の金属類等（有害17成分、指標6成分）の濃度の測定も行っています。

２．測定結果の概要

（１）大気中水銀濃度

大気中の形態別水銀の合計の年平均値は辺戸岬において1.7 ng/m3、男鹿半島において1.6 ng/m3であり、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値。年平均値40 ng/m3）を十分下回る値でした。

なお、大気中の水銀は、そのほとんどが金属水銀であり、酸化態水銀及び粒子状水銀の占める割合は平均で1%未満でした（別添表4及び別添表6参照）。

また、辺戸岬における形態別水銀の合計の濃度及び形態別の水銀濃度の年平均値は、昨年度とおおむね同等の値で、平成25年度以降はおおむね横ばいで推移しております（表 1及び別添表5参照）。

表 1　辺戸岬における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/m3　[注1]）.

測定項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和２年度
金属水銀	2.1	2.0	1.7	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7
酸化態水銀	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
粒子状水銀	0.002	0.002	0.004	0.004	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
合計	2.1	2.0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7

男鹿半島における形態別水銀の合計の濃度及び金属水銀、酸化態水銀の濃度の年平均値は、過年度とおおむね同等ですが、粒子状水銀の濃度は若干高い値となりました（表 2及び別添表7参照）。

表 2　男鹿半島における大気中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/m3）.

測定項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和２年度
金属水銀	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6
酸化態水銀	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003
粒子状水銀	0.009	0.009	0.011	0.009	0.008	0.006	0.012

合計	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6

※　平成 26 年度については、測定を開始した８月８日以降のデータを用いて平均値を算出。

（２）降水中水銀濃度

降水中の水銀濃度の年平均値は辺戸岬において 5.0 ng/L、男鹿半島において 7.9 ng/L で、辺戸岬は過年度の測定値の範囲内でしたが、男鹿半島は過年度と比較して若干高い値となりました。

表 3　辺戸岬と男鹿半島における降水中水銀濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/L）

測定地点	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 ２年度
辺戸岬	6.6	4.8	3.9	5.6	5.0
男鹿半島	6.3	5.7	6.0	6.0	7.9

（３）大気中粒子状物質における水銀以外の金属元素の濃度

辺戸岬におけるクロム、マンガン、ニッケル、ヒ素、カドミウム及び鉛の令和２年度の年平均値はそれぞれ 4.3 ng/m3、4.2 ng/m3、1.0 ng/m3、0.61 ng/m3、0.067 ng/m3 及び 1.8 ng/m3 でした（表４参照）。環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値が定められている物質については、同指針値（年平均値マンガン 140 ng/m3、ニッケル 25 ng/m3、ヒ素 6 ng/m3）を十分下回る値でした。

ヒ素、カドミウム及び鉛については測定開始以来の最低値となりました。一方、クロムについては測定開始以来の最高値となりました。

表４　辺戸岬における粒子状物質中の金属類の濃度の年度別測定結果（年平均値）

（単位：ng/m3　［注 2］）.

測定項目	指針値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 ２ 年度
クロム （Cr）	－	0.87	1.3	1.2	1.4	0.69	0.65	0.91	1.8	2.1	4.3
マンガン （Mn）	140	4.6	7.4	4.9	6.6	3.7	2.9	4.0	4.9	3.7	4.2
ニッケル （Ni）	25	0.99	1.1	1.8	1.5	1.1	0.74	0.98	0.97	0.86	1.0
ヒ素 （As）	6	0.76	0.99	0.98	1.1	0.74	0.73	0.73	0.70	0.66	0.61
カドミウム （Cd）	－	0.12	0.17	0.19	0.20	0.13	0.13	0.11	0.096	0.083	0.067

鉛 (Pb)	－	5.0	7.3	6.9	6.5	3.4	3.1	2.9	2.7	2.1	1.8

［注 1］水銀及びその化合物を水銀の量に換算した濃度を示す。表 2 及び表 3 も表 1 に同じ。
［注 2］当該金属及びその化合物を当該金属の量に換算した濃度を示す。
添付資料
令和２年度 大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について（別添）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/116842.pdf
****

［4］<u>大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 274 号）</u>

［官報］ 令和 3 年 9 月 29 日 本紙 第 584 号 3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929h00584/20210929h005840003f.html

あらまし
◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）（環境省）
１ ばい煙発生施設の規制規模要件の改正
大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準を廃止するとともに、バーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用することとした。
（別表第一関係）
２ 施行期日
この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
令和 3 年 9 月 29 日 内閣総理大臣 菅 義偉

政令第 275 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項及び第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。
大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項中「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの」を削り、同表の二二の項中「伝熱面積」を「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積」に改める。

附 則

（施行期日）
１ この政令は、令和四年十月一日から施行する。
（経過措置）
２ この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣 小泉進次郎
内閣総理大臣 菅 義偉

****

［5］<u>*肥料*</u>

◇<u>肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1633 号）</u>

［官報］ 令和 3 年 9 月 29 日 号外 第 220 号 17～20 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929g00220/20210929g002200017f.html

肥料の登録の有効期間更新 170 件が公示された。

◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1634 号）

［官報］　令和３年９月 29 日　号外　第 220 号　20～21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929g00220/20210929g002200020f.html

肥料の輸入業者の住所及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1635 号）

［官報］　令和３年９月 29 日　号外　第 220 号　21 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929g00220/20210929g002200021f.html

肥料の登録失効１件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇特別用途食品の許可について

＜消費者庁　2021 年９月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025731/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20210928_03.pdf

今回許可食品：低タンパク質食品　越後ごはん　　株式会社バイオテックジャパン

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2021 年９月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025729/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210928_02.pdf

今回許可食品：メタックα　　株式会社ニューアート・ヘルス＆ビューティー　　清涼飲料水　　グロビン蛋白分解物

(参考)

特定保健用食品(条件付き特定保健用食品を含む。)は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和３年９月 28 日現在、1,076 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

◇英国のノースヨークシャー州、カンブリア州、オークニー州及びデボン州からの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年９月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210928.html

****

[7] ***廃棄物関係***

◇令和３年度食品ロス削減月間について

＜環境省　2021 年９月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/110038.html

＜農林水産省　2021 年９月 28 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/210928.html

10 月：「食品ロス削減月間」、10 月 30 日：「食品ロス削減の日」

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（２次）採択結果について

＜環境省　2021 年９月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/109993.html

◇世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）の採択拠点の決定について

＜文部科学省　2021 年 9 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af75ac3A4huEazbL

[白書]

◇「働く女性」自殺増加、対策白書　コロナ禍、21 年版の概要判明

＜共同通信　2021 年 9 月 29 日＞　https://nordot.app/815556174294925312?c=39546741839462401

厚生労働省の 2021 年版自殺対策白書の概要が 28 日、判明した。新型コロナウイルス感染拡大が起きた 20 年の自殺の状況を過去 5 年平均（15～19 年）と比較、分析した結果、増加が顕著だった女性の自殺の中で「被雇用者・勤め人」が 381 人増と大幅に増え、原因・動機では「勤務問題」が最も大きく増加したことが分かった。

20 年の自殺者数は 2 万 1081 人（前年比 912 人増）。男性は 11 年連続で減少したが、女性は 2 年ぶりに増加した。

「勤務問題」の内訳について過去 5 年平均との比較で増加数が多かったのは「職場の人間関係」（39 人増）だった。

****

[9] ***その他省庁発表***

◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 274 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 29 日　本紙　第 584 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929h00584/20210929h005840003f.html

あらまし

◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七四号）（農林水産省）

一　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令の一部改正関係

１　木材利用促進本部（２において「本部」という。）の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理するものとした。（第四条関係）

２　１に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、木材利用促進本部長が本部に諮って定めるものとした。（第五条関係）

３　その他所要の改正を行うこととした。

二　関係政令の整理

所要の規定の整理を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・「医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会」の開催について　　10 月 18 日、11 月 16 日、30 日

～地方所在企業の皆様、この機会をご活用下さい～

＜厚生労働省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=jXZ0YpbObezPPDwfY

地方所在企業の皆様からも、医薬品、医療機器等の保険適用等のご相談をいただける環境整備を図るため、「医薬品・医療機器等の保険適用に関する相談会」を下記のとおり開催いたします。

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　群分離・核変換技術評価タスクフォース（第 3 回）の開催について　　10 月 5 日

＜文部科学省　2021 年 9 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af75ac3A4huEazbG

1. 今後の研究開発の方向性について
2. タスクフォースとりまとめ（素案）について
3. その他

・国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議（第１回）の開催について　　10 月 1 日
＜文部科学省　2021 年 9 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af75ac3A4huEazbJ
(1) 主査の選任及び会議の運営について
(2) これまでの国立大学法人等施設整備に関する取組について
(3)「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の推進方策の検討について
(4) その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会　食品衛生分科会　　9 月 10 日
＜厚生労働省　2021 年 9 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hqfIjQc_LRIicBY
（1）審議事項
　１．食品中の農薬等の残留基準の設定について
　２．農薬等の告示試験法の設定について
（2）報告事項
　１．食品中の農薬等の残留基準の設定について
（3）文書による報告事項
　１．食品中の農薬等の残留基準の設定について
（4）その他の報告事項
　１．食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
・第２回母子健康手帳に関する意見を聴く会　　9 月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 9 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0SopJ0IxqN_9uXRDY
議題　（1）母子健康手帳について　（2）今後の母子保健施策について

****

[13] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働省告示第 355 号）
　［官報］　令和 3 年 9 月 29 日　本紙　第 584 号　6 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210929/20210929h00584/20210929h005840006f.html

********** 以上 **********